

事業民生常任委員会

平成19年3月16日（金）

事業民生常任委員会

日 時 平成19年3月16日（金）午後1時05分開会—午後1時53分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、反保副委員長、奥野、中原、和田(勝)、田島
和田（博）議長、鳥谷部

欠席委員 なし

傍聴議員 鍛冶、辻下、谷本、福田

出席理事者 石田町長、平助役、白井住民部長、岡本住民部副理事兼住民生活課長、
谷下住民部保険年金課長、萬谷住民部住民生活課課長代理、芦田福祉部長、
大山福祉部子育て支援課長、藏ヶ崎事業部理事、梶本事業部地域振興課長、
西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長、鶴岡事業部事業課参事、
伊吹事業部第二阪和等プロジェクト推進課参事、末原上下水道部長、
古橋上下水道部水道課長

案 件

（1）付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さん、こんにちは。

本日はご多忙のところ委員会に出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名、全員出席であります。

理事者におきましては、8人から欠席届が出ておりますので、よろしくお願いします。

委員の欠員は1名であります。定足数には達しておりますので、これより事業民生委員会を開催いたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

本日は、3月12日に開催しました事業民生委員会におきまして、「議案第37号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」の審議中、継続審査の取り扱いについて事務局から説明しました内容に誤りがございましたので、改めてご説明させていただき、再度お諮りすべきと考え、本委員会を招集させていただいた次第です。

それでは、事務局から説明していただきます。

辻下議会事務局長 事務局の辻下でございます。どうも申しわけございません。内容についてご説明申し上げます。

内容でございますが、田島委員から継続審査の提案がありました際、中原委員より委員改選に伴う継続審査案件の取り扱いについてご質問がございました。このことについて私の方から、新しい委員会で継続して審査することとなるとの説明をさせていただいたところでございますが、委員会終了後、慎重を期すため再度調査しましたところ、昭和26年3月15日付で当時の自治省が、議員の任期満了によって全議員が改選されたときは、既に所管の常任委員会に付託されている事件及び調査事件の一切は廃案となるとの行政実例を示しておられることが判明しました。すなわち、このたびの例に照らしてご説明しますと、議案を継続審査とした場合、現在の議員の任期満了をもって廃案となります。改選後の新しい委員会に継続されることとはなりませんので、おわびして修正させていただきます。

なお、議員の任期中の委員改選による場合は、廃案になることなく継続審査となりますことを申し添えさせていただきます。

大変失礼いたしました。申しわけございません。

川端委員長 ただいま局長から継続審査の場合の議案の取り扱いについて、改選後の委員会による

継続審査とはならず、議員任期の満了をもって廃案になるとの訂正の説明がございました。

局長においては、審査に係る重要な事項の誤った説明であり、公正な審査に支障が生じることとなりますので、改めて厳重に注意いたします。

辻下議会事務局長 どうもすみません、気をつけます。

(発言する者あり)

川端委員長 それでは、ただいまの修正を受けて、12日に行いました継続審査に関する採決の取り扱いについて、改めて委員の皆さんにお伺いさせていただきたいと思います。

田島委員。

田島委員 運営上ね、ちょっとまず提案した者として、一応説明したいんですけども、お許し願いたいなと思って、採決の前にちょっと。

よろしいですか。

川端委員長 どうぞ。

田島委員 問題は、付託された案件の問題も若干あるんですけども、今、局長からる説明あったように、運営上の問題を今、事務局側から説明いただいて、結局、継続審議については、不幸に今回は改選時期であるために次期会期に継続できないということが、私ども委員としても不勉強な点があったと。それは事務局的に説明したんは当然そういう説明不足があったんですけども、我々委員としても、やはり改選時期以外でしたら当然これは継続すべき事項でしたんやけども、今回不幸にして改選を迎えてるちゅうことで、やはり地方自治法、そういう次期会期には引き継げないということになっている中で、私としたり、過日委員会で、一応、閉会中の継続をお願いして、そして今般そういう運営上のミスがあったと。しかしながら、私の意見ですけど、何も次期会期まで継続、それ一番よろしいけども、しかしながら、我々残された任期の間に閉会中の継続審議・調査なりをできるというぐあいに解してるんですけども、過日、一応継続ちゅう形で進めている以上、運営上の問題が生じたので再度採決をとるんじゃなくして、この運営上の部分についての確認のみでとどめて当委員会を運営していただきたいなと、かように希望するんですけど、この任期満了まで、例えば4月30日まで我々の任期があるわけです。それまで閉会中の継続審議・調査をしていただきたいと、かように思いますので、前回は次の会期までのそういう流れで継続審議ちゅう賛同をいただいて付託委員会で決まったんですね。そしたら、継続審議ちゅうのは何ら変わらないんです。手続上の問題の部分ですので、私は、任期満了までの継続審査・調査を今この場をおかりして求めますので、その部分について各委員さんのご意

見を拝聴してほしいなと思います。もう既に継続は決まっていることですので、ただ、任期満了まで閉会中の継続審議をしますか、しないかちゅうこの部分について他の委員さんのご意見をいただければいいと思うんですけど、運営上ね。いかがなもんですかな。

川端委員長 ただいま田島委員から、今回、継続審査ね、この前、田島委員から継続審査ということをご提案いただいて、前回は、言うたらまだ皆ちょっと勘違いの部分で、6月まであるということを前提に継続審査ということの提案やったけども、それが勘違いであって、あくまでも4月いっぱい任期満了でもって、言うたら廃案になるということですね。それまでなかったらね、臨時議会でもなかったら廃案になるということですね。それをあえてなかった上で継続審査というご確認とらえていいんですね。

田島委員 委員長ね、なぜかと言うと、委員会では別として、本会議場では、一たん採決したものを再度採決するということは、将来的に、現在的にも混乱を招くので、本会議場では一たん採決したものについては再度審議できないわけですね。ただ、この委員会においても、恐らく僕は準用すべきやと思いますので、再度の採決は僕は個人的にやめて、継続部分の、今、局長が説明したとおりについて、その意見だけ集約して終わっていただいたらいいなと思います、運営上ね。

川端委員長 そしたら、田島委員のおっしゃるには、言うところの一事不再議を。

田島委員 一事不再議ちゅうたぐいですね、採決についても、会期中に再度その案件について採決をとれないわけですね、本会議場では、委員会は別として。一たん審議を終えて採決をとった後、会期中にはその案件については、再度、採決の見直しはできないと思います。事務局の方で一遍ちょっとその説明。僕から言うたら、また誤解を招くから。

和田（勝）委員 局長に一遍ちょっと今のとこね、再度またできるとかってちょっと言うたんで、ここらは何してると思うけど、廃案なるのはわかるけど、この審議については任期満了になるまでに何かがあったら再度できるて言うたんで、ちょっとこうなっているとかで、再度、議会でもう決まったら次の議会でないわけやしな。再度で決めるちゅうのは。

辻下議会事務局長 すみません、まず第1点、議員さんの任期満了に伴う4年に1回の部分については、4年で全部案件が廃案になると。継続ができないと。ただ従来、1年目、2年目、3年目という部分についての委員会の継続はオーケーですよということです。その4年目の次の5年へ移る委員会では、その件については全部廃案ということですよ。4年に1回で全部終わってしまうということです。

○鳥谷部委員 ちょうど選挙があるから、今回は6月までもっていかれへんということ言うてん

ねやろ。1年目、2年目、3年目はまだ選挙がないからいけると言うてんでしょうな。説明してんのをおれ、そう聞いてねんやけど、田島氏の言うてんのは、選挙があるんで、これを継続のやつは4月いっぱいまでにそのまま置いてくれと、こう言うてるわけでしょうな。そやろ。その辺のところをもうちょっと委員長と事務局の方でもっとしっかりした答弁しはらんと。

（「そんなことができるんかどうかやな」と発言する者あり）

○鳥谷部委員 だから、できるんやったら、できやんかて、こうした、ああしたて言うやつをみんなに聞いたらどうなん。

○奥野委員 もう一つ確認したいことがありますけど、我々の任期は4月30日までということで、選挙が22日でよすね。次のスタートというのはいつからなんですか。

川端委員長 5月1日です。選挙は22日なんですけども、一応、私たちの任期は4月末まで任期なんです。ですから、もし今回この継続審査というものについては、生きていると言うかな、これについては4月末の任期満了までは生きているんです。任期満了を過ぎたら自動的に廃案になるということです。

中原委員 先ほど田島委員の方から、今回もう一度採決をとるべきでないというご意見がありましたけれども、私は前回と条件が違うといいますか、前回でしたら、前回までの理解というか、この場での確認で言うと、継続審議ができるということでありましたけれども、きょうご説明いただいて確認された中では、事実上の廃案になるということになりますので、条件が全く違いますので、もう一度きちんと採決をとった方が、委員会の中で、継続審議について賛成されるのか、継続審議を希望しないのかということについては、きちんともう一度確認した方がいいのではないかなというように考えます。

鳥谷部委員 事務局長、今、田島議員が言うたんやけど、本会議場で採決とったと。そやから、理由上、それはあかんというようなことおれ言うてたと思うんよ。今、共産党の中原議員が言うてんのは、それは違う方の方向を言うてんねよ。どっちをできるかということの説明を事務局の方から、委員長の方からしはったらどうなん。

辻下議会事務局長 ちょっと整理します。

田島議員が言われてるのは、結局、僕の落ち度で、文書的に議員の満了で4月30日に終わってしまうということを言われてたけども、従来、委員会として賛否とったやないかと。継続審議がオーケーになったやないかということ言われて、今回はもうそれはいいやないかということ言われてると思うんです。

そして、再度、中原議員については、そういうふうな4月30日までないと、廃案になってしまうということをわかってない議員さんもおられるという中で、再度挙手とったらいいんじゃないかという二つですよ。それでいいですね。間違いないですね。

(発言する者あり)

辻下議会事務局長　そうですね、そういうことです。

田島委員　ちょっと委員長、1点だけね、まだ4月末日でもって審議もしてないのに、この場で廃案ちゅうのはおかしいんですわ。我々、任期満了の期日をもって審議未了廃案となるんです。ですから、将来に向けて、今現在、廃案ちゅうことはやはり好ましくないで、私としたら、やはり一応、過日委員会で継続審議ちゅう形のもとに進んでいる以上、再度継続いうて採決とるちゅうのは、どうも今委員長が言うたとおり、一事不再議の原則から踏まえて好ましくないんです。ただ、当委員会で今、各委員さんに確認をとる程度にとどめてもらうには、4年に一遍の事務上の問題が起きたと。よって、任期満了まで継続審査・調査をする、そういう程度の意思確認だけしていただきたいなど、提案者としては今お願いしているわけです。

ただ、中原さんがおっしゃるとおり、再度採決とるちゅうことは、恐らく採決のやり直しちゅうのは本当に好ましくないんです。これをまたぞろやれば、また来期の方が、したらこんなぐあい悪かったから、もう一回採決取り直そう言うたら前に審議が進まんわけです。やっぱり一事不再議の原則で、一たん委員会といえども、一応、各委員さんの意見総意のもとで継続審議になってますので、それをまたやり直すちゅうのは他の議員の手前好ましくない。

川端委員長　田島委員、すみません。田島委員おっしゃる、この一事不再議について、ちょっとこの一事不再議の取り扱いについて。

田島委員　一時じゃなくても関連はあるけど、まるっきり一事不再議に当てはまるとは言ってませんよ。採決のやり直しについて。

川端委員長　ちょっとすみません。休憩してよろしいですか。

お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長　ご異議なしと認め、暫時休憩いたします。

(午後1時20分　休憩)

(午後1時35分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開したいと思います。

先ほどは、田島委員の方から、同じことで採決する必要はないではないかとの提案がございました。また、中原委員からは、取り扱い方が違っていたことが判明したので、改めて採決すべきではないかのご提案がございました。でも、ここでちょっと運営上、皆さんにお諮りしたいんですけども、採決を有効とし、改めて採決をやり直す必要はないとお考えか、それともやはり採決はもう一度改めて採決すべきか、どちらかについて運営上、お諮りしたいと思います。

よろしいでしょうか。

田島委員 今、委員長がお示しのとおり、それで結構です。

川端委員長 そしたら皆さんにお諮りしたいんですけども、12日に採決されました「議案第37号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を継続審査とする採決を有効とし、改めて採決をやり直す必要はないとお考えの方の挙手を求めます。

鳥谷部委員 別に採決はしてもええんかい。法的にあかんのけ。法的な話してんね。雑談の話してない。

川端委員長 運営上はね、運営上なんです。

鳥谷部委員 運営上だけの話かい。

和田（勝）委員 運営だけやったらええな。

鳥谷部委員 運営上の話ではどうよ。

川端委員長 運営上この間、この継続審査を、先日12日にはこの議案第37号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件を継続審査するということで可決されたんです。それについて、その採決をそのまま有効、生きたものにするかどうかということを今お尋ねしてるんですけど。

鳥谷部委員 生きたようにするんも法的にいきますよな。それで、やり直すんも別に法的に問題はないということやな。だから、この委員会でどっちにするかをまとめてくれという意味を言うてんのやな。

どうよ、共産党の中原さん、言いたいことがあったら言わなあかんで。

川端委員長 それで中原委員は、もう一度採決するていうご意見なんです。

鳥谷部委員 どうよ、まとめた話で、皆、満場一致の話をしてやってよ。ほんだら、おれも左でも

右でも手挙げたい。かめへんかめへん言いたいことは委員会やから何でも言えるで。委員会は、議員やから何でも言うてもええんねん。

(発言する者あり)

田島委員 ちょっと発言中すいませんな。委員長、今、質疑中やね。

川端委員長 いえいえ、今、採決ですよ。採決で今同数だったんです。

田島委員 討論ないん。

辻下議会事務局長 討論なしなし。運営上のこうさせてもらいましょうかという、田島議員の話でいかしてもらいましょうか、継続審議で採決なしでそのまま有効とし、もう委員会閉じましょうかという話です。それと中原さんが言われてる、もう一回採決し直しましょうかという、どちらにしましょうという、この運営上の話をさせてもうてるんです。

田島委員 採決の時点で悪いんですけどね、僕、冒頭質疑で説明させてもうたでしょう。よろしいですか、発言。

運営上のことを僕は整理してくださいて言うてるわけですね。冒頭言うたんは、もう一たん過日委員会でこの案件について閉会中の継続審議をしましょうと。これはもうそのとき採決として決定してるでしょう。それで、きょうのこの委員会は、運営上の部分の問題でご審議ちゅうか、運営上の問題で協議してるわけですね。そしたら、またバックして、中原さんの先ほどの質疑の中で採決という話が出たわけですね。その中で僕は、一たん委員会で付託された案件を総意で継続審議・調査に持っていくと位置づけてますわな。そしてもう1点は、この運営に説明不足が生じたので、実は来期の会期まで継続できませんと、地方自治法。そして整理すれば、そしたらもう一つの案としたら、我々、任期満了まで閉会中の継続調査・審議ができると、ここですわ。ですから、継続審議・審査をどうするか採決がおかしいんです、委員会の運営上ね。ですから、整理するのは、運営上、来期の6月の会期まで継続審議できませんよちゅう部分と、できるとするならば、任期満了まで閉会中の継続審議できますよと、この二つの焦点を各委員の意見を求めている場でありながら、中原委員がおっしゃる、一たんもとに戻して採決とるならば、そしたら今期はよろしいけども、来期の議会において、過去委員会でこういう例がございましたと。こういう例をこしらえれば、次の新しい議会においてこういう問題が生じたら、当然、再度やり直すと、案件を、これが有効になるわけですわ。これは僕は運営上、好ましくないから、この運営上の問題だけ整理していただいて、一たん委員会で付託された案件を再度見直し、審議、採決とるっちゅうんが、僕は当然、議会議員として、委員としても、そういう運営上の好

ましくない採決のやり直しは賛同しかねますな。

ですから、運営上のこの6月まで継続できない旨と、そしてできなければ、今回、任期満了まで当委員会の継続審議付託案件を慎重審議してって、任期満了で審議未了で、そういう方向をとっていただかんと、僕はそういう将来に向けてこういう間違えた運営を認めたくないの、できたら委員長にお願いしたいんは、一応この運営上の問題についてご意見どうですかで一遍この委員会をまとめていただきたいと、かように思いますので、採決の取り直しじゃなしに、過日の委員会は6月まで継続予定になってましたが、運営上の問題が生じたので、任期満了まで継続審査としてよろしいですかと、その意見だけ集約していただいたら僕はいいんちがうかなと。

和田（勝）委員 今、田島さんが言うてることを今さっき委員長が言うてると思うんですわ、運営上。そやからこれでいいですか、悪いですかだけで採決ちゅうんか、手挙げるん仕方ないです、ええか悪いかは運営上。そやから、それで委員長言うてもうたやつもう一遍言うてもうて、それでええって言う人かって手挙げてもうたらわかるということやな。そしたら、もうそのままで再度手挙げるんじゃなしに、運営上だけでもう済んでいくと思います。そやから、今言ってもうた委員長のこの諮り方で私ええと思うんで、もう一回諮ってもうて。

奥野委員 前回、鳥谷部議員が欠席でしたけど、きょう鳥谷部議員おみえなので、鳥谷部さんの意見というのはどこで反映されるということになるんですか。

川端委員長 奥野委員、ちょっともう一回戻りまして、今、採決の途中で同数やったということであれなんですけども、もう一応審議については終わっているんです。鳥谷部委員もよく…

鳥谷部委員 採決のやり直して言うたんで、おれは採決をとれとかとらんとかいつも言うてないねん。田島委員の考え方の答弁でいくんか、中原さんの答弁でいくんかと言うておれは聞いたはずよ。挙手の問題どうなってんねて、おれ、一言も言うてへんで、奥野議員、そうとちゃうか。

川端委員長 すみません、もう一度ちょっと。すみません、委員長が頼りなくて申しわけないです。

実は12日の日には、継続審査というのが、委員会が改選しても、また6月の定例会まで継続審査ができるということの事務局の説明だったんです。でも今回は議員が改選、選挙があるって、議員の任期満了が4月いっぱいということで、それでもって継続審査の案件についても4月いっぱい、もしもその時点ではっきりしてなかったら廃案になるっていうね。

ですからこの間、継続審査にそれぞれ態度を賛成、反対示された方々が、その辺の取り扱いが、自分たちの勘違いを気づいたときには、またこれについての賛否が変わるかもわからないというところで、それでこの継続審査についての採決をもう一度し直した方がいいんじゃないかということを皆さんにお諮りしてるんです。でも、田島委員からは、もう一たん継続審査というのが可決されたのに、あえてまたここで賛否を問うことはないという田島委員からのご意見、また中原委員からのご意見は、この間の説明では勘違いの部分がだったので、それを正しい認識のもとに、もう一度賛否を問うべきではないかというご意見なんです。それについてどちらがいいかということは、今、皆さんにお聞きしたいんです。そしたら同数だったんです。

中原委員 すみません、お話しされている途中で。

継続審議ということで、一度委員会ではそういう判断をしますし、確かに、それをもう一度やり直すというのは、好ましくないというのは、田島委員のおっしゃるとおりだと思うんです。それで、もしも継続審議ということをおっしゃるのであれば、以前でしたら継続審議が生きていて、6月の議会で再度案件として審議がもう一度されるということがあったわけですが、それが今の認識のもとでは、4月の末までで、この案件については4月末までに判断をしないといけないと、本来であればね。議会としてやはりきちっと態度をね、賛否をはっきりさせないといけない問題だと思うんです。ですので、もし継続審議ということになるのであれば、4月の末までに臨時会を開いてでも、この件について、きちんと議会として態度表明を行うということであれば、私は継続審議でも構わないと思っています。

田島委員 まず、僕の提案・意見について、ちょっと誤解のないように説明しときます。

任期満了まで継続審査・審議を持っていくということは、当然、我々、選挙も控えてるけども、任期満了まで何回かこの継続審議を閉会中に委員会を開くべきと思うんです。ですから、臨時議会を開く、開かないは別として、やはり責任ある任期満了まで、きょうの委員会だけではなく、継続審議となれば、当然、何回も委員会を開いて、この案件について慎重に審議して行って、そして最終的には、任期満了になれば時間がないものやから、答えができたなら、結果、臨時議会を開いて報告もできますけども、時間が、この案件によったらどれだけの審議せんなんのかわかりませんので、その審議が終了すれば、今、中原委員がおっしゃるとおり、そういう臨時議会を開いて報告できると。しかし、それが運営していく以上にいろんな時間がかかれば、当然、任期満了で審議未了、廃案となるわけ

です。

しかしながら、結果を踏まえて、今もうこんなぐあい悪いっていうんじゃないしに、一応、任期満了まで頑張るんが我々住民代表の考えが正しいと思うんです。ですから、運営上の今回問題となっても、しかし、まだまだ残された任期満了まで慎重審議していく必要があると思いますので、私は提案者として責任ある以上、運営上の問題について議論していただいて、もう一たん決まった案件等の継続審議については触れられたくないと、かように思いますので、何も任期満了まで委員会を開けますので、ひとつその任期満了まで委員長をお願いして、満了までひとつ委員会を開いて、そして慎重審議していただきたいと。そして、時間がなければ、当然、法に逆らうことはできませんので、審議未了として報告すればいいと思うんで、かように思います。ですから、運営上、整理していただきたいと。よろしいですか。

鳥谷部委員 どうよ、中原議員よ、田島さんもここまで言うてんねやからな、できたら、なるべくなら議論は委員会でやって、できたらあんたにも一遍ええ考え方持ってやな、採決とるときは一遍手挙げちゃったらどうなと、僕は個人的に言うてるだけのことで、ただそれだけ。……………中原さんに聞いてくれたらええ。私……………そうですよと言うのやったらそれでええし、それはそれで。それをおれ聞いてないから、今、手上げるか下げるかせなんだだけの話や。

川端委員長 そしたら、先ほど運営上の採決の途中でしたので、ちょっとそこに戻りたいと思うんですけども、今回、先日の12日に採決されました議案第37号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件を継続審査とする採決を有効とするというご意見と、改めて採決をやり直す必要があるというご意見とありました。それについて、先ほど鳥谷部委員は手を挙げられなかったんですけども、ちょっとその辺がどうなっているかという途中でご質問もございましたので、もう一度、ちょっと皆さんにお諮りしようと思います。12日に採決されました継続審査のその採決を有効とし、改めて採決をやり直す必要はないとお考えの方の挙手を求めます。

鳥谷部委員 それで挙手で中原議員、ええんやな。

中原委員 あの運営上、委員長がされてますので。

鳥谷部委員 もうええんやな。ほんなんやったら、委員長、もうそれは本人がええって言うねやから、ほなもう一遍挙手やり直して。

中原委員 私だけじゃないんでね、委員さんすべての…………。

川端委員長 もう一度皆さんにお諮りするんですけども、先ほど手を挙げられた方と挙げられなかった方とちょうど同数でしたので、もう一度お諮りするんですけども、もう一度そしたらお諮りさせていただきます。

鳥谷部委員 よろしいんやな、中原議員。

中原委員 もうちょっと意見言うてもええんですか。

鳥谷部委員 意見は言うとかなんたら話になれへんがな。意見出して。

川端委員長 すみません、意見てね、ちょっともうね……。

鳥谷部委員 意見は何ぼでも出していいんやから。

川端委員長 採決の途中でしたのでね。

もう一度採決させていただきます。

12日に採決されました「議案第37号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を継続審査とする採決を有効とし、改めて採決をやり直す必要はないとお考えの方の挙手を求めます。

鳥谷部委員 ちょっと待ってくれ、その前で。ちょっと待ってよ。

さっき奥野議員からちょっとここで発言したらあかんようなことをおれ言われたような気がするんで、ここの挙手をわしがしてもええんか、悪いんか、その辺のところをちょっと一遍本人に聞いてくれな。

奥野さん。

川端委員長 ちょっともうややこしくなるからね。

鳥谷部委員 おれの立場があったら、この人の立場もあるから言って、それを本人に聞いてくれて、それが終わったら挙手してって、その前に手挙げてて……。

川端委員長 奥野委員が言われたのはね。

鳥谷部委員 いや、奥野さんに聞きたいんや。

奥野委員 鳥谷部さんが先ほど手を挙げなかったということは、継続でないというふうに私は判断しましたので、田島議員が言われた継続という流れとは違うんだなというふうに理解しましたから、鳥谷部議員の手を挙げなかったことはどうなるんですかという確認だけです。

鳥谷部委員 わかった。誤解してごめん。それやったらいいです。わかりました。

川端委員長 よろしいですか。

鳥谷部委員 うん。

(「議事進行」の声あり)

川端委員長 ちょっと待ってください。

今、採決の途中やったんですよ。

鳥谷部委員 挙手の問題で一遍それ言うて。

川端委員長 もう一度ちょっと採決……。すみません。

鳥谷部委員 挙手されたら物言われんから、挙手の前に物言うただけのことやね。採決をできるんか、できへんのかと法律に照らしたら違うような意見やったんで、それはもうわかりましたということで採決……………。

川端委員長 もう一度お諮りさせていただきます。

12日に採決されました「議案第37号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を継続審査とする採決を有効とし、改めて採決をやり直す必要はないとお考えの方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第37号は、継続審査とすることが決定しました。

なお、継続審査については、会議規則第75条の規定に基づき、文書をもって議長に申し出を行います。

以上で、本日の事業民生委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後1時53分 閉会)

以上の記録が本町議会第 回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年3月16日

岬町議会

委 員 長

川 端 啓 子